

港区地域福祉計画(令和6年度～令和8年度) (素案)【概要版】

港区における現状	港区における課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化は大阪市全体より港区のほうが進んでいる ・ 港区では、65歳以上の高齢者のいる世帯の44%がひとり暮らし世帯 ・ 地域で把握されていない潜在化している、要援護高齢者が増えている ・ 地域福祉活動の担い手が高齢化し、新たな担い手が不足している傾向にある ・ 8050 問題、老老介護、ダブルケア、ヤングケアラーなどの地域福祉課題は、ますます多様化・複雑化している ・ 身近に相談できる相手がなく社会的に孤立し、育児不安やストレスを抱える子育て家庭が増加している 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携して、福祉の制度につなぐ地域福祉の支援体制づくりが極めて重要 ・ 地域福祉活動の担い手に対する、研修会等を各種団体と連携して取り組みを進めていく必要がある ・ さまざまな活動主体による協働の取組を広げていくことが必要 ・ 個別避難計画の作成など実行性のある避難支援が求められる ・ 子育て家庭に対する支援を、関係機関が連携して行い、子育ての不安と負担軽減を図る必要がある ・ 生活困窮者に課題解決のための必要な支援を提供し、生活困窮状態からの早期自立への支援が必要 ・ 孤立世帯等への対応は、住民による見守りや専門職が積極的に出向いてつながりを作る取組が必要 ・ 福祉課題が、一層複雑化、多様化しているため各関係機関の連携強化が必要



基本理念	だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり		
基本理念の考え方	① 人権尊重 ② 住民主体 ③ 社会的要援護者への支援 ④ 福祉コミュニティの形成 ⑤ 多様な主体の協働		
基本目標	1 気にかける・つながる・支え合う地域づくり	2 だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり	
施策の方向性	<p>① 多様な主体による地域福祉活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域で策定された「地域福祉活動計画」の実行にあたり必要な支援を行う。 ・地域福祉活動に関わっていなかった企業や各主体と各団体にも働きかけて、地域の見守りの仕組みや居場所づくりを充実する。など <p>② 地域福祉の担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サロン活動や百歳体操などの介護予防活動といったさまざまな地域福祉活動やボランティアの情報を集積・発信するとともに、地域福祉の担い手の発掘や育成を促進する。など <p>③ いきいきと健康で自分らしく暮らすための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や子どもたちを自然な交流の中で見守り支える地域社会づくりを進めるため、「居場所」を増やす支援を行う。また、生きづらさを抱える方の参加しやすい「居場所」づくりも支援する。など <p>④ 避難行動要支援者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に自力での避難が難しい方の命を守るために、一人ひとりの避難場所、避難方法、避難を支援する方(支援者)等を決めておく「個別避難計画」の作成を進める。など <p>⑤ 地域福祉推進のための財政基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民と共同募金・赤十字募金・善意募金に取り組むとともに、活動資金調達に向けた助成金情報等を提供して地域福祉推進のための財政基盤の強化を図る。 	<p>① 専門的相談機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「見守り相談室」「地域包括支援センター」「港区障がい者基幹相談支援センター」などが地域と連携し、自ら相談できない人へのアウトリーチを行うとともに、それぞれが連携して、適切な支援を行う。 ・障がいのある人が抱える課題解決など計画相談員や支援員のスキルアップにつながるような研修や情報交換の場を設定する。など <p>② 相談しやすい仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域に地域見守りコーディネーターを配置し、生活の身近なところで相談に応じ、地域のネットワーク委員と連携した見守り体制をつくるとともに、専門機関と連携して福祉制度につなげる。 ・子育て家庭や妊娠している方に対し、利用者支援専門員を配置して、情報提供を行い相談に応じる。など <p>③ さまざまな相談支援機関の連携による支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合的な課題を抱えている事例や、制度の狭間に陥りがちな事例に対応できるよう、「総合的な相談支援調整の場(つながる場)」を活用し、さまざまな相談支援機関が連携して支援する取組を推進する。など 	<p>④ 虐待・DV防止施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待等の権利侵害の発生予防や早期発見のため、啓発や通報窓口の周知等を行う。 ・介護支援事業者、民生委員等に対して障がい者・高齢者虐待について研修を行い知識を深める。 ・児童福祉関係各機関により構成された「要保護児童対策地域協議会」を通じて個別ケースに応じた援助、対策等を行う。 ・DV被害者について、関係機関と連携し、迅速かつ安全な保護などの自立支援を行う。など <p>⑤ 判断能力の不十分な人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の当事者の方の声をもち、認知症があってもなくとも暮らしやすいやさしいまちづくりを目指す。 ・当事者の方の声をもち、生きがいや希望を持って暮らすために、自分の希望する役割を發揮できる「居場所」をつくる取組を支援する。 ・地域包括支援センターに認知症初期集中支援チームを設置し、アセスメントや受診勧奨、家族サポート等の初期支援を包括的・集中的に行う。 ・認知症サポーター養成講座を地域・企業・学校で開催し、認知症の理解と地域で支えるための活動を充実する。 ・成年後見制度やあんしんさばーと事業が円滑に利用されるよう、制度の周知・啓発や相談体制の充実に努める。など